

調達管理番号・案件名

26a00522_アフリカ地域(広域)食料システムを通じた健康的な食事推進に関する情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランブサム型))

質問と回答は以下のとおりです。

2026年8月17日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	5	P. 17 ②NFAアプリの運用に関する情報収集・提案・試行 2)NFAアプリの運用者の業務と運用体制に関する情報収集・提案・試行	P. 17(3段落目)において、左記運用体制の試行に関して、運用自体は今後AUDA-NEPADが行うとされていますが、再委託を行う企業の役割はどのようなものが想定されていますでしょうか。本事業終了後も、この再委託業者が運用を担うことも想定されるのか。	再委託を行う企業の役割は、NFAアプリの運用に必要とされる業務に対して、AUDA-NEPADの人員体制で対応できない部分を担う想定です。運用に必要とされる業務やAUDA-NEPADの人員体制等については本業務にて調査いただきますが、例えばユーザーサポート(ヘルプデスク対応など)は、現在のAUDA-NEPADの人員体制では対応が難しいと考えられます。 本業務終了後は、AUDA-NEPADが外部委託を行う想定ですが、その際に、本業務の再委託業者が選定されるかは不明です。
2	11	P. 11(1)食料システムを通じた健康的な食事推進導入パッケージ(仮称)、 及びP. 15 ④導入パッケージ試行、 及びP. 23(3)定額計上 1 導入パッケージの研修試行	指示書のP. 11ではモニタリングガイドブックは、外部専門家(JICA専門家等)や相手国政府のシニアスタッフが現場スタッフの実践状況をモニタリング・コンサルテーションする際に使用するとされています。 そして、P.14-15の④で説明されている「導入パッケージ試行」業務には、モニタリングガイドブックの試行も含まれていると理解しています。 一方で、P. 23の定額計上の1導入パッケージの研修試行にかかる経費としてご指示のある「金額に含まれる範囲」には、研修実施経費のみが示されているようです。モニタリング・ガイドブックの試行にかかる現場視察経費は、定額に含まれていると考えてよいでしょうか。もしくは一般業務費として別途計上、提案すべきでしょうか。	モニタリング・ガイドブックの試行にかかる現場視察経費のうち、調査団員の移動経費、傭人の旅費は、一般業務費として計上してください。 相手国政府から参加するシニアスタッフの旅費が発生する場合は、定額計上に含めてください。
3	13	P. 13 2)研修の内容検討・作成 P. 15 「④導入パッケージ(案)試行」	指示書のP.13では、「ToTは外部専門家…等が行い、現場スタッフ向け研修は、先方政府負担・責任で実施することを想定して作成する」とあります。 一方、P. 15では、「本業務ではToT研修を実施し、現地スタッフ向け研修は育成されたトレーナーが実施する。本業務ではトレーナーによる現場スタッフ向け研修の企画・実施を支援する…」とあります。本調査の予算では、TOTの実施だけでなく、トレーナーによる現場スタッフ向け研修に関しても実施を支援すると考えてよいでしょうか。	試行においては、現場スタッフ向け研修を実施する際に、計画策定、研修実施にかかるロジスティックス、講師の講義準備等を支援なく実施することは困難と想定されることから、そういった面を支援する想定です。
4	16	P. 16 ②NFAアプリの運用に関する情報収集・提案・試行 2)NFAアプリの運用者の業務と運用体制に関する情報収集・提案・試行	P. 16では、「アフリカ地域IFNAにおけるICSA展開促進及び研修事業促進情報収集・確認調査」において提案された」とありますが、「アフリカ地域IFNAにおけるICSA展開促進のための情報収集・確認調査」ではないかと存じます。その理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の通り、P16の「アフリカ地域IFNAにおけるICSA展開促進及び研修事業促進情報収集・確認調査」は誤りであり、「アフリカ地域IFNAにおけるICSA展開促進のための情報収集・確認調査」が正しい名称です。お詫びとともに訂正します。

5	17	P. 17 ②NFAアプリの運用に関する情報収集・提案・試行 2)NFAアプリの運用者の業務と運用体制に関する情報収集・提案・試行	P. 17(4段落目)では、AI活用について触れておられますが、貴機構が期待する活用レベル、方針があればご教示いただけますでしょうか。	本業務にて、NFAアプリの普及促進策を提案いただきますが、そのための可能性の一つとしてAI活用を提示しています。ただしAI活用は必須ではなくオプションであり、よって本業務において期待されるAIの活用レベル、方針は特にございません。
6	20	P. 20 現地渡航回数 及びP. 24(4)旅費(航空賃)について	同一渡航において、アフリカ地域内の国の間で横移動が発生する場合でも、現地渡航の延べ回数は1回と数えられますでしょうか。	企画競争説明書に記載の渡航回数は、複数国間の横移動を想定しない場合の回数として示しています。ただし、提案に当たっては、当該回数を目安としつつ、業務遂行上必要となる複数国間の横移動も含めて、より効率的で適切な渡航計画を策定してください。また、現地渡航に係る旅費は定額計上としているため、見積書への計上は不要です。
7	23	P. 23 (3)定額計上 1.「導入パッケージの研修試行、およびインパクト評価調査における介入(NFAアプリに関する研修を想定)」	左記定額計上1.のうち、「導入パッケージの研修試行」では、研修会場借り上げ日、交通費、宿泊費、諸費(昼食・リフレッシュメント・文具・資料印刷費など)が金額に含まれる範囲として示されています。TOTを実施する専門家が参加するための諸費用(車両借り上げ等)は含まれておらず、一般業務費として別途計上すべきという理解でよろしいでしょうか。	TOTを実施する専門家の諸費用は一般業務費として計上してください。
8	24	P. 24 (3)定額計上 5. 現地渡航にかかる航空賃 及びP. 24(4)旅費(航空賃)について	P.24「(3)定額計上」では、航空賃は定額計上とされていますが、「(4)旅費(航空賃)について」では、「効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択・・・航空賃を計上してください」とあります。定額計上に加え、別途旅費(航空賃)にて航空賃を計上する必要があるでしょうか。	航空賃については定額計上としているため、航空賃の計上は不要です。 なお、公示資料24ページ「(4)旅費(航空賃)について」の記載は誤記となります。当該記載につきましてはご放念ください。
9	24	P. 24 5. 現地渡航にかかる航空賃 及びP. 24(4)旅費(航空賃)について	試行対象国と実証対象国は決まっていますが、仮の国で航空賃を計上するようにとのご指示でしょうか。	上記8の回答をご確認ください。
10	15	P15「①NFAアプリの改良」	国内再委託先について	本案件では、NFAアプリの改良業務について、NFAアプリを開発した企業(フェンリル株式会社)への再委託を想定していることから、公平な競争環境を確保する観点から、当該企業との共同企業体(JV)の組成や業務従事者への補強は認めません。

以上